

(2) 審査基準

大規模な百貨店等の場合（百貨店等の床面積の合計が3,000 m²以上のもの）

指定場所	禁止行為	審査基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。※1</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。※2</p> <p>※3（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）※4</p> <p>(6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。※5 （不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）※6</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。※7</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの又は固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 使用する場所は次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 売場外周部に隣接して防火区画されていること。※8 ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。以下同じ。）のみ使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>(イ) 階ごとに1か所であること。※9 (使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1か所とみなすことができる。) ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができます。</p> <p>a 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。※10</p> <p>b 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、</p>

		<p>当該設備又は附属配管部分に地震等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>(ア) 防火区画の面積は、150 m²以下であること。</p> <p>(イ) スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量はアに規定する使用する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備を使用する場合の総消費量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下とすること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又は<u>ガス漏れ早期発見のための装置</u>が設置されていること。※11 (カートリッジ式のものを除く。)</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。 ※1</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。 ※2、3 (耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) ※12</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。 (不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) ※6</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p>

		<p>(3) <u>可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※13</u> <u>容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。</u> <u>（容器の個数は問わないものとする。）※14</u></p> <p>7 危険物又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項2(3)アを準用すること。</p> <p>(2) 気体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の使用場所を複数箇所設けることができるとされている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>
通常客の出 入りする部 分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用 (催事場 等)	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) <u>消火器具を設けること。※1</u></p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) <u>出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。※2、※3</u> (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) <u>※4</u></p> <p>(5) 危険物品その他の<u>易燃性の可燃物※5</u>から水平距離で5m以上離れていること。(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) <u>※6</u></p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との<u>火災予防上安全な距離</u>が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。※7</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一承認単位内に存する売場における消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又は<u>ガス漏れ早期発見のための装置</u>が設置されていること。※11 (カートリッジ式のものを除く。)</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する売場における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>

		3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。
裸火使用 (兼営事業部分)		<p>1 通常客の出入りする部分の部裸火使用（催事場等）の項1及び2(2)によること。</p> <p>2 電気を熱源とするものに限ること。</p>
危険物品持込み（催事場等）		<p>1 消火器具を設けること。※1</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。※2、※3（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）※12</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）※6</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※13 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。 （容器の個数は問わないものとする。）※14</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
危険物品持込み（兼事業部分）		<p>1 通常客の出入りする部分の部危険物品持込み（催事場等）の項1から6までによること。</p> <p>2 危険物又は可燃性液体類の持込みについては、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わないものに限ること。</p>

大規模な百貨店等以外の場合

指定場所	禁止行為	審査基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。※1</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること。※2、※3（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）※4</p> <p>(6) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。※5（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）※6</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。※7</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 使用する場所は不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合を除く。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下であること。ただし、大規模な百貨店等の場合の表中、売場の部裸火使用の項2(3)アに規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を使用する場所ごとに175kW以下とすることができます。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。※11（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する通常客の出入りする部分における使用</p>

		量と合算して1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、他の固体の燃料 5kg 以下であること。
	危険物品 持込み	<p>1 消防器具を設けること。※1</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で 6 m以上（危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で 3 m以上離れていること。※2、※3 (耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)※12</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。 (不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)※6</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※13 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること。 (容器の個数は問わないものとする。)※14</p> <p>7 危険物又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場合は、売場の部裸火使用の項2(3)アを準用すること。</p>
通常客の出 入りする部 分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用 (催事場 等)	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消防器具を設けること。※1</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口、階段等から水平距離で 5 m以上離れていること。※2、※3 (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)※6</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること。※5 (不燃材料で造ったつい立等で防火上有効</p>

	<p><u>に遮断する等の措置を講じた場合</u>を除く。) ※6</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との<u>火災予防上安全な距離</u>が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 ※7</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一承認単位内に存する売場における消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又は<u>ガス漏れ早期発見のための装置</u>が設置されていること。(カートリッジ式のものを除く。) ※11</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一承認単位内に存する売場における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
裸火使用 (兼営事業部分)	通常客の出入りする部分の部、裸火使用(催事場等)の項1及び2によること。
危険物品 持込み(催事場等)	<p>1 消火器具を設けること。 ※1</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口、階段等から、危険物品のうち<u>危険物</u>については水平距離で6m以上 (危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること。 ※2、※3 (耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) ※12</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること。 (不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) ※6</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p>

		<p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) <u>可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※13</u> <u>容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること。</u> <u>（容器の個数は問わないものとする。）※14</u></p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
	危険物品持込み（兼事業部分）	通常客の出入りする部分の部危険物品持込み（催事場等）の項1から6までによること。

※1 消火器具を設けること

消火器は、持ち込む危険物品の種類や使用する場所などを考え、油脂の火災や電気器具の火災などに最も適した消火器を選び、使いやすい位置に置きます。

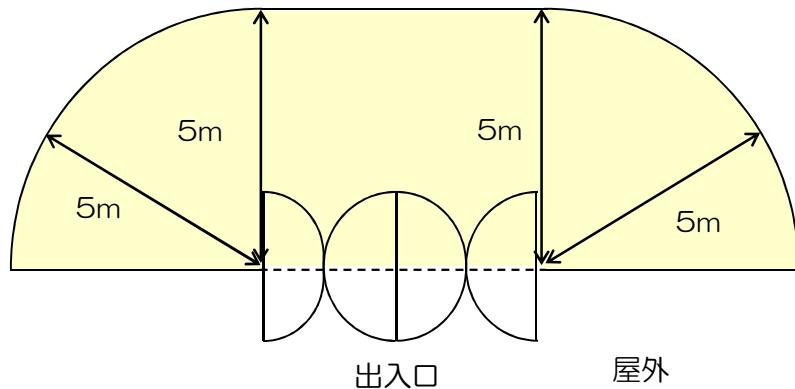
消防法令に基づいて、既に消火器具が設けられている場合で、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれているときは、新たに消火器具を設ける必要はありません。

※2 出入口から水平距離で0m以上離れていること

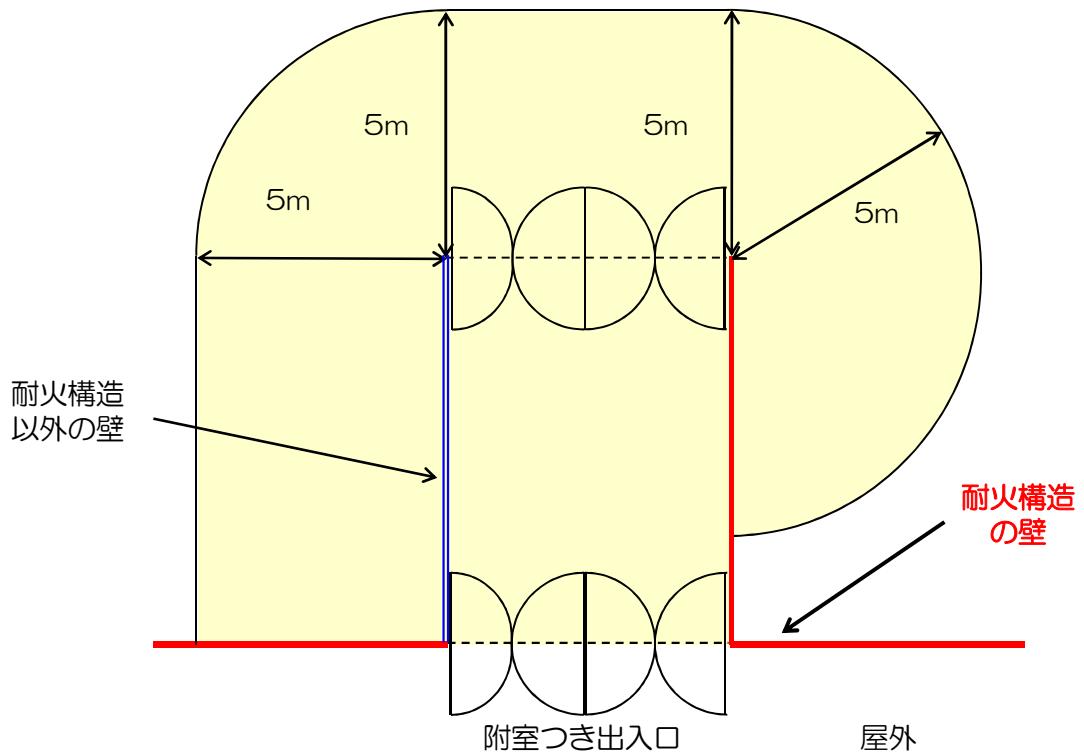
(1) ここでいう出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口のことです。

(2) 水平距離は次のとおりです。

例1



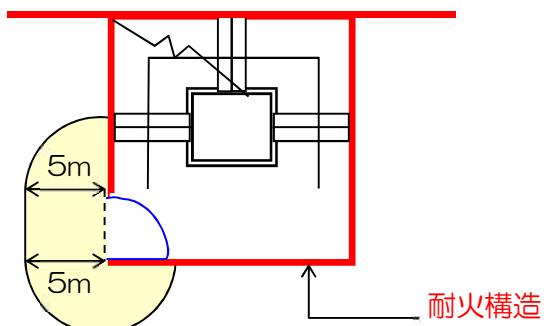
例2（附室がある場合）



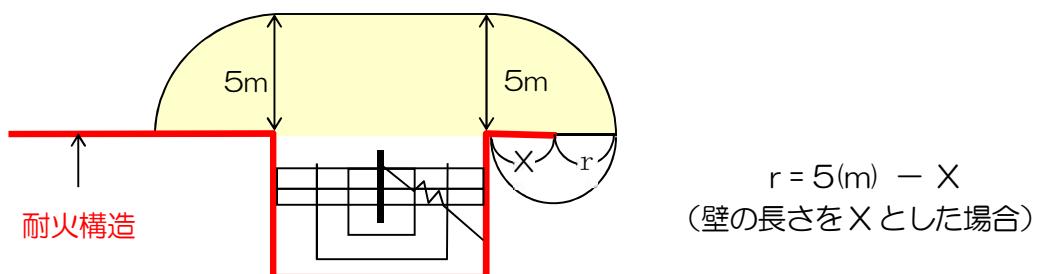
※3 階段等から水平距離〇m以上離れていること

- (1) ここでいう階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下のことです。
- (2) 水平距離は次のとおりです。

例1



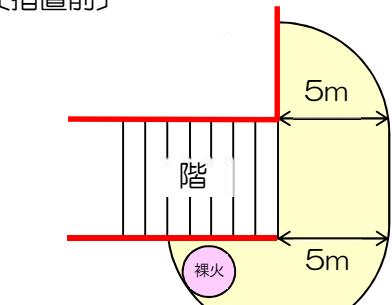
例2



※4 不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合
不燃材料で壁を造った場合は、次の例のようにとらえます。

例

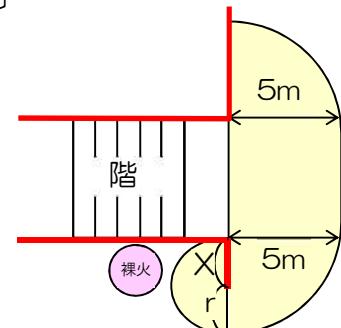
〔措置前〕



■ 不可の部分

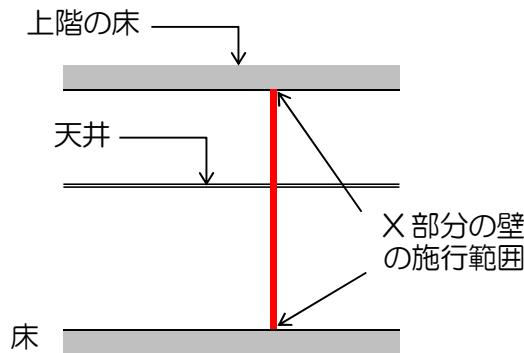
— 不燃材料で造った壁

〔措置後〕

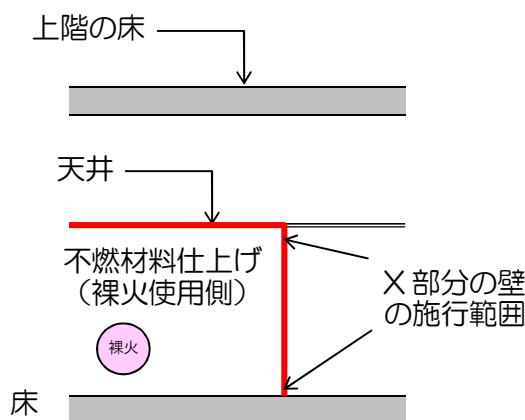


$r=5(m) - X$
(壁の長さをXとした場合)

※ X部分の壁は、天井裏まで施工されていなければなりません。



※ 裸火使用側の天井が不燃材料による仕上げがされている場合は、X部分の壁は天井までの施工でよいものとします。



不燃材料

コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタルなどの建基令第108条の2に定める性能を有する不燃材料

※5 易燃性の可燃物

紙類、ウレタンホーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の早いものをいいます。

※6 不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合

次のような場合をいいます。

ア 不燃性の収納箱に収納してある場合

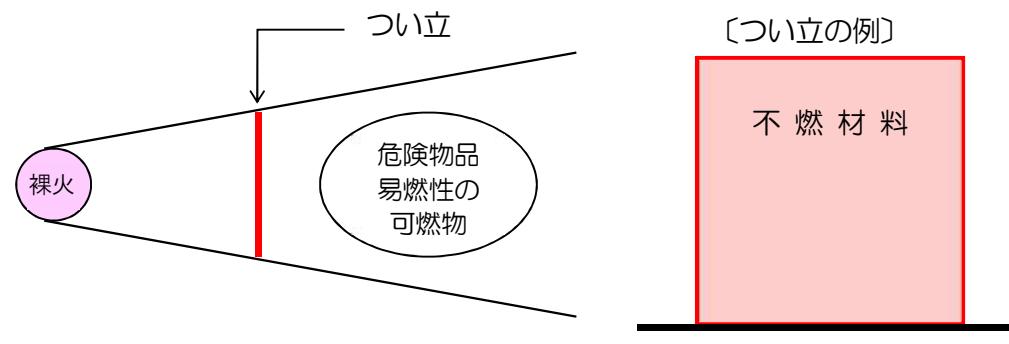
イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合

ウ つい立の設け方

(ア) 大きさは、裸火の火炎及び熱（放射熱等）から危険物品その他易燃性の可燃物を防火上有効に遮断していること。

(イ) 危険物品その他易燃性の可燃物が、地震等により荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。

例



裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品加工場で使用する調理用油（危険物品）を不燃性の容器入り又は不燃性収納箱に保管して取り扱う場合は適用されません。

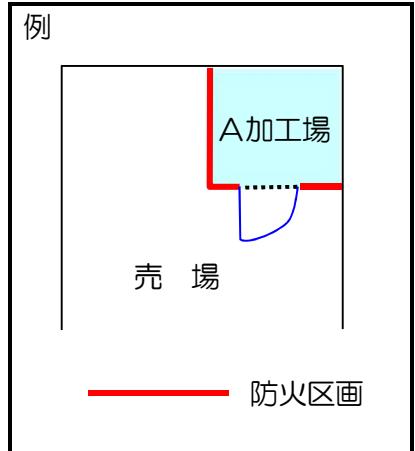
※7 火災予防上安全な距離

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

※8 売場外周部に隣接して防火区画されていること

次の例のように、売場の外周に防火区画が設けられることを指します。

例



【防火区画】

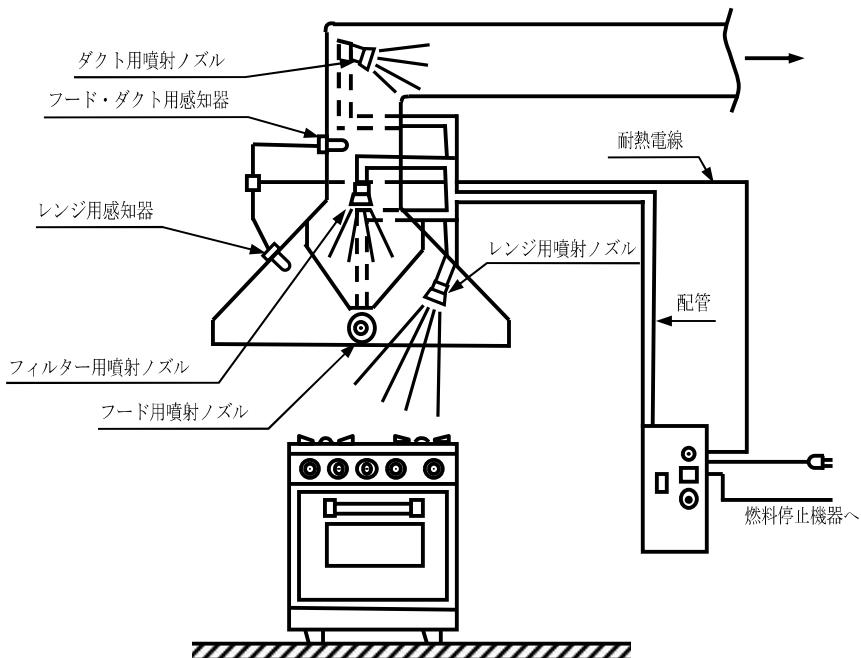
建基令第112条第1項第1号規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖するものであること。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいいます。

※9 階ごとに1か所であること

大規模な百貨店等の売場で、気体燃料や固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場所や煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行なう場所は、基本的に一の階に1箇所しか設けることはできません。

※10 フード用等簡易自動消火装置

厨房機器からの火災による延焼を防止するため、レンジ、フード、ダクト内等に設置され、火気を感知して自動的に消火する装置で、条例第3条の4第1項第2号ウで定める「排気ダクトへの火炎の伝送を防止できる装置（火炎伝送防止装置）」をいいます。



※11 ガス漏れ早期発見のための装置

ガス漏れ早期発見のための装置は、単体型のガス漏れ警報器も含まれます。

なお、この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているほか、ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されなければなりません。

金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で立消え安全防止装置が備え付けられている火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

※12 耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合

※4と同様の方法で、壁の構造を「耐火構造」とした措置を講じた場合をいいます。

※13 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。）

「高圧法第3条第1項第8号及び高圧政令第2条第3項第8号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいいます。

また、ガスの総質量の換算については、それぞれのガス容器の許容充填ガス質量（ガス容器の最大貯蔵量）の合計で行います。

なお、高圧法が適用される容器入りの可燃性ガスの持込みは解除承認を受けることはできません。

【高圧法の適用を除外される液化ガスの例】

- ガスライター
- ガスライターの補充用ガス容器
- カートリッジボンベ
- エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）



【高圧法が適用される容器入りの可燃性ガス】

解除承認不可



※14 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとの定められた充填圧力で、ガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

(3) 申請上の留意事項

ア 裸火使用で、液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等は、屋内では解除承認を受けることができません。

屋上などの直接外気に開放された部分では、催事等のために必要最小限の範囲内で解除承認を受けられます。

イ 火気使用設備器具等を使用する行為又は危険物品を持ち込む行為を恒常的に行なう場合には、承認の終期を定めず申請し、解除承認がされれば、承認内容に変更を生じない限り、解除承認行為を継続することができます。（この場合、申請は申請場所ごとに行ないます。）ただし、期間の定めのない承認であっても、機

器の変更・増設や行為者の変更等、解除承認された内容と異なる場合は、承認された行為となりませんので、改めて申請と解除承認が必要となります。

Q&A

Q1 百貨店等の一部に小規模のイートインスペースを設け、飲食の提供、販売を行なっている場合は、百貨店等又は飲食店のどちらの規制を受けますか？

A1 持ち帰り用商品の販売を主体としている場合又は飲食するための客席と買物客の休憩所を兼ねているような飲食以外の目的の人が自由に入りできるような場合については、百貨店等の「売場」としての規制を受け、「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の全ての行為が禁止されています。

Q2 百貨店で夜間の営業時間外に改裝工事を行い、禁止行為を行う場合、規制を受ける対象となりますか？

A2 営業時間外の行為については、規制をうけません。申請の必要はありません。なお、過去の火災事例から、改裝、改築等の作業中に火災が発生した事例が多いことから、「工事中の消防計画」を作成して自主防火管理を徹底してください。

Q3 百貨店の売場で食料品を調理してサンプルを提供し、販売促進をします。調理器具としてガスこんろを使用したいのですが、解除承認できますか？

A3 ガスこんろは「裸火」に該当するため、売場部分において解除承認を受けることはできません。食料品売場で調理し、客に試食させるために使用的する加熱器具は、「裸火に該当しない器具（電気器具のホットプレートなど）を使用してください。

4 喫煙所の設け方

第1章第5節「喫煙に関する措置」に留意するほか、次のように安全な状況が維持されるように管理されなければなりません。

- (1) 売場や通常客の出入りする部分では喫煙が禁止されているため、利用者にわかりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。
- (2) 施設の管理者やイベントの主催者は、全ての従業員、スタッフに喫煙所の設置の目的について十分な説明を行い、実効性のある喫煙所の管理を心掛けなければなりません。

